

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宮崎県小林市

2 構造改革特別区域の名称

名水のまち ワイン・どぶろくづくり特区

3 構造改革特別区域の範囲

小林市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢と気候

本市は、南九州の中央部、宮崎、熊本、鹿児島との接点にあり南西部には霧島屋久国立公園の霧島連山、北部には九州山地の山岳が連なり、総面積 563.09 平方キロメートル（内国有林面積 300.52 平方キロメートル）で、緑豊かな森林や高原が開け、清らかな溪流美を誇る河川とその流域には優良農地が広がり、ジオサイト（地質遺産）や温泉、湖沼などの個性的な地域資源も多数有している。

九州縦貫自動車道の整備により、福岡からは 3 時間以内、宮崎空港、鹿児島空港及び宮崎港から 1 時間圏内にあるなど、交通条件に恵まれた位置にある。

また、鉄道は、日豊本線に接続する都城と肥薩線に接続する吉松を結ぶ 61.6km の JR 吉都線が市内を通過しており、主に通学の手段として利用されている。

気候は、平均気温が 16℃前後、年降水量は約 2,600 ミリ、年日照時間 2,000 時間強であり、温暖多雨であるが周りを山で囲まれているため昼と夜の寒暖差が大きいことから、霧の発生が多い地域である。

(2) 人口と世帯（平成 22 年国勢調査）

平成 18 年 3 月 20 日に旧小林市と旧須木村が合併し、新小林市が誕生した。また平成 22 年 3 月 23 日には旧野尻町と合併し、総人口は 48,270 人、世帯数は 19,576 世帯で年々減少傾向にある。その中で 14 歳以下の年少人口が 13.0%、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は 56.7%、65 歳以上の高齢者人口は 30.3%と少子高齢化が年々進んでいる。

(3) 産業

本市の就業人口（25,006 人）は、ほぼ半数が第 3 次産業に従事しており、残りの半数を第 1 次、第 2 次産業がほぼ同数を占める。

本市は伝統的に農畜産業（1 次産業）を中心に発展してきた。米、野菜などを中心に生産し、南九州の食料供給基地として役割を担うとともに、ブドウ、梨、メロン、マンゴー、栗、ゆずなどのくだものや日本一と好評も高い肉用牛、豚などで、九州管内をはじめ、東京、大阪市場を中心に販売を行っている。

商業は、郊外への大規模小売店の出店が進んでいる一方、既存の商店街の空店舗数が増

え、商店数は減少傾向にある。

(4) 本市を取り巻く諸情勢と課題

本市は、九州縦貫自動車路の発達により九州管内からの車での利便性は高く宮崎県の西の玄関口として好条件にあり、景勝地としての自然資源は豊富にある。しかしながら観光客の入込みは年々減少の一途をたどり、何らかの対策を講じる必要がある。

5 構造改革特別区域の計画の意義

(1) 規制の特例措置を活用

本市はぶどうや梨、栗、いちご、メロン、マンゴー、りんごの生産地として宮崎県内でも有数のくだもの生産地であり、昭和 50 年代からいち早く、くだもの狩りを体験する観光農園が開業するなどして、多くの観光客を受け入れてきた。最近では観光客のニーズに対応して、くだもの狩りだけではなく、山菜採りや周辺資源を活かしたイベントなど年間を通し、五感で味わう体験型の観光(グリーンツーリズム)にも積極的に取り組んでいる。中でも観光農園や伝統的な一般農家に宿泊(農家民泊)し、農作業をし、食卓を一緒に囲み小林に暮らし農家の生活を体験し交流を行う「オンリーワンのおもてなし」、サービスを提供することを観光戦略に位置付け振興を行っている。

このような中、本市は全国名水 100 選に選ばれる湧水があり「名水のまち」としても全国的に知られている。本件規制の特例措置を活用することにより、野菜・果樹農家や稲作農家が自ら生産した農産物で作る自家製のワイン・濁酒を販売、提供できる。このことにより、良質な水資源と地域農産物の利用を拡大した酒類の製造場(ワイナリー等)で果実酒を製造することになり、地域農産物の生産意欲の向上、積極的な遊休農地の解消が期待され、農業振興の活性化、新たな特産品の開発、更なる観光客の集客も期待される。更に、広く市内外のイベントや観光施設、温泉、宿泊施設等で販売、提供することで地域の特性を最大限活かした 6 次産業化を図る。

(2) 生産者と消費者との信頼関係の構築

農作物を安心して購入(消費)してもらおう上で重要なことは、作り手側の顔が見えること、即ちトレーサビリティであるが、直接産地に行き、生産者とふれあい、生産者や生産工程を理解してから購入(消費)することは、まさに真のトレーサビリティと言える。

このトレーサビリティの進化系こそが、生産者が生き残っていく上で重要なひとつの手法になると言える。

本件規制の特例措置の活用による果実酒・濁酒の提供は、このトレーサビリティの実現であり、これにより消費者の信頼をえて、本市の農畜産物全体消費量の増加に繋げていくことができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本申請による「特定農業者による特定酒類の製造事業」・「特産酒類の製造事業」により、単なる農畜産物の生産地としてではなく自家製のワイン、濁酒、新たな特産品としての果

実酒という特別なものを活用できるようになり、6次産業を活かした農畜産物産地としてのPRに繋げることができる。この6次産業を活かした農畜産物産地としてのPRと、本市の地域性を活かして取組んできた体験型観光との相乗効果により、滞在型観光と交流人口の拡大を図る。

観光客は産地を訪れるので、本市の農畜産物の良さを、直接五感で体験してもらうことができ、本市の農畜産物の更なるブランド化を図ることができる。また、自家製ワイン・濁酒・果実酒を目的に訪れた観光客が、周辺観光地や地元商店街へも足を運ぶよう、特別区域を活用した新たな施策を展開し、本市全体の経済の活性化を図ることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 新たな特産品としての価値

本市はゆずの生産地でもあり、その皮を用いた「ゆずちっぷす」が首都圏で静かな人気となっている。また本市には、6次産業化の先駆けとして畜産酪農農家が、良質のチーズやハム、ステーキ等を生産販売し、市内外からの好評を得ている。このことは農畜産物に新たな価値を見出した好例のひとつと言える。

本件申請の特別区域の認定によって、今までにはなかった果実酒・濁酒という商品と既存にある良質のチーズやハム、ステーキ等とタイアップし「小林産のワインを飲み、小林産のチーズ（肉）を食する」といった全てが地域で生産・加工・販売（消費）される「6次産業化と地産地消のコラボレーション」が確立できるものである。

本市の農畜産物の魅力を発信することができ、生産者自らも新たな特産品としての魅力を再発見、再確認することで、生産意欲を高め、農畜産物・特産品の価値が上がる。

(2) 交流人口の拡大

熊本、鹿児島、宮崎の接点にある本市は、立地的には好条件にあるものの通過型の観光地であることは否めない。これまでも豊かな自然や人材を活用し、グリーンツーリズム等の体験型観光を積極的に推進してきたが、観光客の増加にはなかなか繋がらないのが現状である。今回の特別区域の認定を起爆剤に、通過型から目的地型、滞在型への転換を目指し、その土地でしか味わえない価値を求め訪れる観光客による交流人口の拡大を図る。

観光客数（目標値）

現在（H23年）	H25年	H28年
753,000人	768,000人	799,000人

(3) 経済・産業の活性化

農業面では、本市における農業就業者数は年々減少の一途をたどっている。本事業において、生産者自らが創意工夫をすることにより、独自性を持ったワイン・濁酒作りをとおして、魅力的な農業経営の新たな一面を見出すことができる。また、酒類の製造場（ワイナリー等）で果実酒を製造することで、地元で生産された果樹を大量に使用する事から地元農産物の消費拡大が図られ生産意欲の向上につながる。

産業面では、酒類の製造場（ワイナリー等）が整備される事で新たな雇用の場、体験観光型施設の中核として、雇用創出、観光客数の増加等を代表とする全ての市内産業の活性

化、所得の向上がなされ小林市全体の経済効果が期待できる。

果実酒・濁酒製造農家数（目標値）

現在（H23年）	H25年	H28年
0人	1人	3人

酒類の製造場（ワイナリー等）の生産量（目標値）

現在（H23年）	H28年	H33年	H38年	最終目標
0キロリットル	2キロリットル	5キロリットル	10キロリットル	20キロリットル

8 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

709（710） 特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・民宿・レストラン・飲食店等）を営む農業者で、米又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類（その他の醸造酒（以下「濁酒」という。）又は果実酒）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

小林市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒・果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るために、濁酒・果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストランや農家民宿等を営む農業者が米又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として濁酒・果実酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、本市の農産物の生産地としての魅力を伝えるひとつの手段として、特に有効であり、生産者の意欲向上にも繋がる。

また、特定酒類製造の取り組みは、小規模ながらも農家の副収入にもなり、農作業体験をした後、ワイン・濁酒を味わいながら地元食材を食べ、受け入れ農家とお客様がコミュニケーションをとることは、農業の良さを伝える絶好の機会であり、地産地消の促進へも波及するものと考えられる。

このような取り組みは、農業者だけではなくさまざまな業種に効果をもたらし、地域の活性化にも繋がることから、当該特例措置の適用が必要であると考えられる。

なお、当該特例により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市では、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、生産された地域の特産物(ぶどう、梨、いちご、メロン、マンゴー、りんご、ゆず、キュウイフルーツ及びこれらに準じるものとして財務省令で定めるもの。以下「特産物」という。)を原料とした果実酒を製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

小林市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原材料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において生産された本市が指定する地域の特産物を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受ける事ができる。

特産酒類をイベントや酒販売店、酒販売可能な物産市で販売する事により、交流人口の増大や地域農産物の利用拡大に資することができる。また、特産酒類を製造する事により遊休農地の有効活用による農地保全、6次産業化による農家の意欲、所得向上、雇用創出、観光客の増加等の様々な業種に効果をもたらし、地域の活性化にも繋がることから、当該特例措置の適用が必要不可欠であると考ええる。

なお、当該特例により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市では、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、製造者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。